

## 沼津市景観条例等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び沼津市景観条例（平成22年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令、省令及び条例の定めるところによる。

(法第16条第1項の規定による届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、行為に着手しようとする日の30日前までに行うものとする。

3 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、マンセル値（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。）を表示したものとする。

4 省令第1条第2項第3号の参考となるべき事項を記載した図書は、次に掲げるものとする。

(1) 景観チェックリスト（第2号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

(条例第12条の規則で定める地区)

第4条 条例第12条の規則で定める地区は、景観形成重点地区のうち、沼津市景観計画（法第8条第1項の規定により定めるものをいう。）で定める沼津駅周辺地区とする。

(条例第12条の規則で定める期間)

第5条 条例第12条の規則で定める期間は、3月以上とする。

(変更の届出)

第6条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

2 前項の届出書には、省令第1条第2項に規定する図書（第3条第4項の図書を含み、当該変更に係るものに限る。）を添付するものとする。

(条例第13条第1項第1号の規則で定める規模)

第7条 条例第13条第1項第1号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 建築物の新築 当該建築物（当該建築物と一体となる工作物を含む。以下この条において同じ。）の高さが15メートル以下で、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下のもの

(2) 建築物の増築、改築又は移転 当該建築物の高さ（増築する場合にあっては、増築後の高さ）が15メートル以下で、かつ、延べ面積（増築する場合にあっては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル以下のもの又はこれらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該建築物の高さが15メートル以下で、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下のもの又はこれらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が当該建築物の見付面積の2分の1以下のもの

(条例第13条第1項第2号の規則で定める工作物)

第8条 条例第13条第1項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 擁壁その他これに類するもの

(2) 木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの

(3) 煙突その他これに類するもの

(4) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 乗用エレベーター、エスカレーターその他これらに類する工作物で観光のためのもの
- (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (8) メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの
- (9) 立体駐車場その他これに類する駐車施設
- (10) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (11) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵又は処理の用に供する施設
- (12) 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設
- (13) 橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (14) 太陽光発電施設
- (15) 風力発電施設
- (16) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

(条例第13条第1項第2号の規則で定める規模)

第9条 条例第13条第1項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 工作物の新築、増築、改築又は移転 次に掲げる工作物ごとに、それぞれアからキまでに定めるところによる。
  - ア 前条第1号に規定する工作物 当該工作物の高さ(増築する場合にあっては、増築後の高さ)が5メートル以下のもの
  - イ 前条第2号から第8号までに規定する工作物 当該工作物の高さ(増築する場合にあっては、増築後の高さ)が15メートル以下のもの
  - ウ 前条第9号から第12号までに規定する工作物 当該工作物の高さ(増築する場合にあっては、増築後の高さ)が15メートル以下で、かつ、築造面積(増築する場合にあっては、増築後の築造面積)が1,000平方メートル以下のもの
  - エ 前条第13号に規定する工作物 当該工作物の長さ(増築する場合にあっては、増築後の長さ)が20メートル以下のもの
  - オ 前条第14号に規定する太陽光発電施設 事業区域面積が1,000平方メートル未満のもの
  - カ 前条第15号に規定する風力発電施設 地盤面からの高さが10メートル以下で、かつ、事業区域面積が1,000平方メートル未満のもの
  - キ 前条第16号に規定する工作物 市長が別に定める規模
- (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 次に掲げる工作物ごとに、それぞれアからキまでに定めるところによる。
  - ア 前条第1号に規定する工作物 当該工作物の高さが5メートル以下のもの又はこれらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が当該工作物の見付面積の2分の1以下のもの
  - イ 前条第2号から第8号までに規定する工作物 当該工作物の高さが15メートル以下のもの又はこれらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が当該工作物の見付面積の2分の1以下のもの
  - ウ 前条第9号から第12号までに規定する工作物 当該工作物の高さが15メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの又はこれらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が当該工作物の見付面積の2分の1以下のもの
  - エ 前条第13号に規定する工作物 当該工作物の長さが20メートル以下のもの又はこれらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が当該工作物の見付面積の2分の1以下のもの
  - オ 前条第14号に規定する太陽光発電施設 当該施設の事業区域面積が1,000平方メートル未満のもの又はこれらの行為による当該施設の外観の変更に係る部分の見付面積が当該施設の見付面積の2分の1以下のもの
  - カ 前条第15号に規定する風力発電施設 当該施設の地盤面からの高さが10メートル以下で、か

つ、事業区域面積が1,000平方メートル未満のもの又はこれらの行為による当該施設の外観の変更に係る部分の見付面積が当該施設の見付面積の2分の1以下のもの

キ 前条第16号に規定する工作物 市長が別に定める規模

(条例第13条第1項第3号の規則で定める規模)

第10条 条例第13条第1項第3号の規則で定める規模は、開発行為を行う区域の面積が2,000平方メートル未満のものとする。

(法第16条第3項の規定による勧告)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第12条 条例第18条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第18条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、法第16条第3項の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書(第5号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第18条第2項の規定による通知及び意見陳述のための手続は、沼津市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成7年沼津市規則第12号)第18条から第24条までの規定の例による。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第13条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第6号様式)により行うものとする。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、法第16条第5項後段の規定による通知について準用する。

(法第17条第1項前段の規定による命令)

第14条 法第17条第1項前段の規定による命令は、変更命令書(第7号様式)により行うものとする。

(期間の延長等の通知)

第15条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(第8号様式)により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第16条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第9号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第10号様式)によるものとする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮)

第18条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、行為の着手を制限する期間の短縮通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の告示)

第19条 条例第19条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観重要建造物の名称及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

(景観重要建造物の指定の通知)

第20条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(第12号様式)により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

(景観重要建造物を表示する標識に記載する事項)

第21条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要建造物である旨の表示

(2) 景観重要建造物の名称及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請等)

第22条 法第22条第1項本文の許可の申請は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物現状変更許可申請書(第13号様式)を提出して行うものとする。

2 市長は、法第22条第1項本文の許可をしたときは景観重要建造物現状変更許可通知書(第14号様式)により、許可をしないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書(第15号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等の命令)

第23条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書(第16号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書(第17号様式)により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書(第18号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第25条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(第19号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示)

第26条 条例第19条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観重要樹木の樹種及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木の指定の通知)

第27条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(第20号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木を表示する標識に記載する事項)

第28条 法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要樹木である旨の表示

(2) 景観重要樹木の樹種及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第29条 法第31条第1項本文の許可の申請は、景観重要樹木の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要樹木現状変更許可申請書(第21号様式)を提出して行うものとする。

2 市長は、法第31条第1項本文の許可をしたときは景観重要樹木現状変更許可通知書(第22号様式)により、許可をしないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書(第23号様式)により通知するものとする。

(景観重要樹木の原状回復等の命令)

第30条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書(第24号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第31条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書(第25号様式)により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書(第26号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第32条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(第27号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第33条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書(第28号様式)により行うものとする。

(雑則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成28年1月12日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月24日規則第18号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。